平成２３年５月１３日

[redacted]

[redacted] 殿

法務省大臣官房司法法制部審査監督課長

法令適用事前確認手続回答通知書

本年４月２０日付け法令適用事前確認手続照会書をもって照会のあった件について，下記のとおり回答します。

なお，本回答は，照会対象法令の条項を所管する立場から，照会者から提示された事実のみを前提に，照会対象法令の条項との関係のみについて，現時点における見解を示すものであり，もとより，捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

１　照会対象法令（条項）の対象となるか否かについて

貴社従業員が探偵業者として依頼先の顧客宅を訪問し，探偵業務の付随業務として当該顧客に文書（照会書の別紙２「お知らせ」）を手渡す行為（以下「本件業務」という。）を行うことは，債権管理回収業に関する特別措置法（以下「法」という。）第３条に規定する法務大臣の許可を要しない。

２　理由

本件業務は，法第３条に規定する「債権管理回収業」に該当しないと解されるため。